

府病精第1500号

平成30年5月23日

大阪府個人情報保護審議会会長 様

地方独立行政法人大阪府立病院機構

理事長 遠山 正 彌

個人情報の取り扱いに関する意見について（答申）に関する報告

平成29年1月20日付け大個審第25号（答申第296号）にて答申を受けた個人情報の取り扱いに関する意見について、下記のとおり報告します。

記

- 1 観察カメラの設置及びこれらにより個人情報を収集することについては、以下①、②のとおりです。

面会者及び職員には、掲示及び口頭で周知を行っています。

① 患者・家族への説明

観察カメラの設置及びこれらにより個人情報を収集することについては、入院時に職員から患者・家族に口頭で説明し、同意を得るよう努めております。ただし、本人の同意がなく入院する患者や、被害妄想など病状への影響が懸念される患者も多いことから、医師の判断の下、慎重な対応を行っています。患者への説明が困難な場合においても、家族へは必ず口頭で説明を行っています。

② プレートの設置

病棟廊下内のカメラ設置箇所の近辺、病棟入口に「カメラ作動中」のプレートを設置し、患者・面会者等への周知を図っています。

- 2 収集した個人情報の管理については、大阪府立精神医療センター観察カメラ管理要綱（以下「管理要綱」という。）第5条に明記し、これに基づき厳格に管理を行っています。データの廃棄についても、管理要綱に基づき消去するよう設定しております。

- 3 個人情報複写又は第三者へ提供することについては、管理要綱第6条及び大阪府立精神医療センター観察カメラ運用規程（以下「運用規程」という。）第4条において限定的に行うことを明記しています。なお、これまでに複写・提供した実績はありません。
- 4 収集した個人情報の利用については、管理要綱に明記しております。設置から現在まで、患者の安全な治療環境の確保等、院内における目的内利用の実績は別紙1，2のとおりです。

なお、裁判所または捜査機関等、第三者機関への情報提供等の目的外利用の実績はありません。
- 5 新たに観察カメラを設置する場合には、貴審議会に諮問致します。
- 6 観察カメラの運用状況については、管理要綱及び運用規程に基づき、実施しております。具体的な取扱いについては、別紙3のとおりです。